

群馬県後期高齢者医療広域連合職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 年 10 日

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員長 廣瀬 彪夫

## 群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会規則第1号

群馬県後期高齢者医療広域連合職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合職員からの苦情相談に関する規則（平成19年公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「のうち、苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県後期高齢者医療広域連合職員からの苦情相談に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。